

◇◇農振除外の申し出をする皆様へ◆◆

◎ 土地選定は慎重に

農業振興地域制度における農振農用地は、農業振興のため『農地を守る』立場で設けられており、その農地が除外要件等の全てを満たす場合のみ除外が認められます。

よって、申し出の全てが除外されるとは限りません。審議の過程で除外不適当とされる案件がありますので、土地選定は慎重にしてください。

◎ 除外する場合は、次の要件をすべて満たすことが必要です。

1. 当該変更（農振除外）に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって農用地区域以外の土地をもって替えることが困難であると認められること。
2. 当該変更（農振除外）により、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。
3. 当該変更（除外）により、農用地区以内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
4. 当該変更（除外）により、農用地区以内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
5. 当該変更（除外）により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
6. 当該変更（除外）に係る土地が土地改良事業等の施行による区域内の土地に該当する場合にあっては、当該事業の実施（事業完了）した年度の翌年度から起算して8年を経過している土地であること。
7. 当該変更（除外）面積が、目的実現のための必要最小限な面積であること。
8. 当該変更（除外）後、農地転用（農地法）、開発許可（都市計画法）、建築確認（建築基準法）等の他法令による許認可を受けられると見込まれるものであること。

※上記の全要件を満たさない場合は、除外できません。土地の選定は慎重に行ってください。

〈申請に必要なもの〉

- | | |
|------------------------------|-----------------|
| ① 農用地区域の変更申出書 | ⑤事業計画図（配置図等） |
| ② 位置図（対象地の位置及び付近の状況を表示する図面） | ⑥土地改良区の同意書 |
| ③ 対象地の公図（対象地及び周囲の地番等を表示する図面） | ⑦隣接する農地所有者の同意書 |
| ④ 対象地の登記事項証明書 | ⑧その他市長が必要と認める書類 |

※造成（切土・盛土等）がある場合、切・盛土高を記載。

農 振 除 外 の ス ケ ジ ュ ー ル

月		日	事 項	備 考	軽微な変更 (用途変更)
前期	後期				
4	1 0	末日	除外申出 締切り	末日が土・日・祝 日の場合、その翌 日まで申請可能	
5	1 1	上旬 中旬 下旬	関係機関への意見聴取		
6	1 2	上旬 中旬 下旬	農業委員会の現地調査 農業委員会の総会開催		○
7	1	上旬 中旬 下旬	県へ事前調整		○
8	2	上旬 中旬 下旬	県へ事前協議		
9	3	上旬 中旬 下旬	県の内示、公告・縦覧の開始（30日間）	内示後、農地転用 許可申請の提出可	
1 0	4	上旬 中旬 下旬	異議申立期間（15日間） 県へ正式協議		
1 1	5	上旬 中旬 下旬	正式協議に対する県からの回答 除外決定の公告・縦覧、申出者へ通知		

※農用地区域からの除外が決定となった場合、除外計画どおり、速やかに、農地転用許可申請を行って下さい。

※上記スケジュールは一定の目安であり、実際の事務処理期間は、時期が前後する場合がありますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】 松江市農政課 農業企画係（市役所 第4別館 2階）

TEL：（0852）55－5225

Mail：n-kikaku@city.matsue.lg.jp